基本的対処方針

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、これまでのメキシコ等において発生した豚インフルエンザへの対策を更に強化、総力を挙げて取り組むこととし、次の措置を講ずることを決定した。

- 一. 国際的な連携を密にし、諸外国における罹患の状況、 WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払い、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、厚生労働省・外務省や自治体等の相談窓口において適切に対応する。
- 二. 在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内 侵入をできる限り防止することを目的として、以下の 水際対策を実施する。
 - (一)メキシコへの渡航延期を勧告する感染症危険情報 の発出
 - (二) メキシコ等の在外邦人に対する情報提供、タミフルが医療機関から払底した場合の在外邦人への提供

等支援の強化

- (三)メキシコからの邦人の帰国を支援するための諸対 策の推進
- (四)検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の 強化
- (五) メキシコからの入国者に関する査証審査の厳格化
- (六)発生国から入国した感染者や感染したおそれの ある者に対する隔離・停留及び空港等における 警備強化
- 三. ウイルス株を早急に入手し、パンデミックワクチンの製造に取り組む。
- 四. 新型インフルエンザ患者の国内での発生に備え、引き続き、以下の対策を実施する。
 - (一) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報提供
 - (二) 発熱相談センターと発熱外来の設置の準備
 - (三) 国内サーベイランスの強化
 - (四) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業 者に対する供給体制の確認や注意喚起